

## 高1インターンシップの報告

令和6年1月22日（月）から2月下旬まで、高等部1年生のインターンシップを実施しました。

1年生は卒業後の進路先を「知る」というテーマで1年間学習をしてきました。その中で、1学期は進路先見学を通して、「見て知る」、そして今回のインターンシップでは、「体験して知る」を実践しました。

学校以外の初めての場所で2日間の体験をするために、職業の時間を中心に、目標設定、日誌記入、面談練習、通勤経路確認、壮行会等の多くの準備を行ってきました。インターンシップを楽しみにする生徒と初めてのことに不安になる生徒がいましたが、体験から戻ってくると、それぞれが感じたことを教えてくれました。実際の生徒の声は、「箱折りができた」「緊張した」「先輩が優しく教えてくれた」「食堂を利用して先輩と一緒に食べられた」「大変だったが、また行きたい」がありました。

今回の経験を今後の進路選択に生かしていけるよう、今後も指導していきたいと思えます。

## 障害基礎年金の概要

### (1) 障害基礎年金について

障害基礎年金は、国民年金を納めている人が病気やけがにより、障害のある状態になった場合や20歳までに障害のある状態となった人が受け取ることのできる年金です。知的障害の場合、20歳前の発症と判断されることが多いため、「無拠出年金（保険料を納めることなく、20歳から年金が受け取れる）」として、請求が通れば受給することができます。

### (2) 受給額について（令和5年度受給額）

【1級】993,750円（月額82,812円） 前年度比+21,500円/年

【2級】795,000円（月額66,250円） 前年度比+17,200円/年

※1級は、他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態

※2級は、必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難な障害の状態

※年金受給者の生活を支援するための「年金生活者支援給付金制度」があり、別途、申請が必要となりますが、月5,000～6,000円程上乘せされます。

### (3) 受給手続きについて

#### ①申請をする

・厚生年金や国民年金と違い、『請求（申請）』をしなければ受給できません。20歳の誕生日を一つの目安として、必ず居住地の区・市役所に請求することが重要です。

#### ②病歴・就労状況等申立書の作成

・保護者や支援者が作成する書類で、『生活場面での困難さが障害のない人と比べてどの程度か、単身での生活を考えた際にどのような所に困難さがあるか』を考え、作成することが重要です。

#### ③診断書の作成

・診断書は、年金受給に向けて、病歴・就労状況等申立書と双璧をなす重要書類です。より本人の実態を診断書に反映するために、診断書に記載のある7つの生活場面（適切な食事・身の清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服薬、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性）については、別紙で作成し、医師に渡すこともおすすめです。

#### ※主治医について

医師に書類作成を依頼する場合、心療内科、精神科等の障害基礎年金の診断書作成に慣れた医師に依頼することをおすすめします。早い時期から主治医をもち、本人の様子を伝えるとともに、必要に応じて、日々の学校生活についてもご相談ください。但し、東京小児医療育病院、小児総合医療センター等は、児童を対象にしているため、高等部に進学してからでは、初診を断られるケースがあります。早めの相談をおすすめします。

#### ④記録の保存

・発達段階に応じた記録を取っておきましょう。20歳の時に過去の様子を全て思い出すことはなかなかできることはありません。学級担任とやり取りした連絡帳、個別指導計画、学期の記録、日々の生活の様子を残して置くこともおすすめです。

☆障害基礎年金について、「日本年金機構」のHPをご確認ください。申請書等の書類を早めに見ることで、小学部、中学部段階から何を準備しておくかよいのかなど、参考になると思います。

☆申請の支援・代行をしてくれる社会保険労務士という資格の方がいます。着手金と成功報酬等の費用が発生しますが、利用される方もいます。